

自動車安全運転センターの行う交通事故証明、累積点数通知及び運転経歴証明の業務に関する資料の提供等について（例規）

最終改正 令和 7. 3. 19 例規情第10号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

この度、自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号。以下「センター法」という。）、自動車安全運転センター法の施行期日を定める政令（昭和50年政令第 249号）、自動車安全運転センター法施行令（昭和50年政令第 250号）及び自動車安全運転センター法施行規則（昭和50年総理府令第53号。以下「規則」という。）が公布され、いずれも昭和50年9月1日から施行されたことに伴い、みだしのことについて下記のように定め、昭和51年1月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようになされたい。

なお、自動車安全運転センター（以下「センター」という。）の設立によつて、従来警察が行っていた交通事故証明等の事務がセンターに移管されることとなつたが、このことによつて当該業務が警察と全く関係がなくなつたという認識を持つことなく、この通達に定めるほか、積極的にセンターその他の機関及び交通事故証明書発給申請者等に対する便宜供与等の措置をとるよう留意されたい。

記

第1 通達の趣旨

この通達は、センターの行う業務の重要性並びにセンター法第31条及び第39条の趣旨にかんがみ、当該業務の適正かつ円滑な運営を図るため、警察業務と関連のある交通事故証明、累積点数通知及び運転経歴証明の各業務について必要な資料の提供等を行うこととしたが、その処理要領等について必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の意義

この通達における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 道路とは、道路交通法（昭和35年法律第 105号。以下「道交法」という。）第2条第1項第1号に規定する道路をいう。
- (2) 道路外とは、道路以外の場所をいう。
- (3) 車両等とは、道交法第2条第1項第8号に規定する車両及び同法第2条第1項第13号に規定する路面電車をいう。
- (4) 列車とは、汽車、電車、ジーゼルカー等をいう。
- (5) 交通とは、車両等をその本来の用い方に従つて用い、人又は物を運送する行為（運送中一時停（駐）車している場合を含む。）をいう。
- (6) 交通による人の死傷又は物の損壊とは、車両等若しくは列車の交通と人の死傷又は物の損壊の発生との間に相当因果関係が存在することをいう。
- (7) 踏切とは、道路と鉄道又は軌道との交差部分で、少なくとも枕木、敷石等を敷設し、人又は車両等が通行できる形態を備えているものをいう。

第3 交通事故証明業務に関する資料の作成及び提供

1 作成の対象

交通事故証明業務に関する資料（交通事故証明書（規則別記様式第5）に記載される内容

を具備した資料をいう。以下「事故証明資料」という。）は、次に掲げる事故（以下「交通事故等」という。）について作成するものとする。

- (1) 道路若しくは道路外において、車両等の交通による人の死傷又は物の損壊のあつた事故
- (2) 踏切において、列車の交通による人の死傷又は物の損壊のあつた事故

2 作成者

事故証明資料は、当該交通事故等の捜査又は処理に当たった警察官が作成するものとする。

3 点検審査責任者・点検審査補助者

- (1) 警察署長又は高速道路交通警察隊長（以下「関係所属長」という。）は、交通事故捜査係長（交通事故捜査係の置かれていない警察署にあつては交通係長）又は小隊長を点検審査責任者に指定し、事故証明資料の点検審査を行わせるものとする。
- (2) 関係所属長は、交通課員又は隊員のうちから適任者を点検審査補助者に指定し、点検審査責任者を補助させるものとする。

4 作成要領

- (1) 事故証明資料は、交通事故等のうち人の死傷のあつた事故（以下「人身事故」という。）にあつては犯罪事件受理簿（捜査指揮に関する訓令（昭和48年京都府警察本部訓令第2号）別記様式第2号）の作成時に、物の損壊のあつた事故（以下「物件事故」という。）にあつては物件事故報告書（物件事故の取扱要領について（昭和44. 11. 21：4京交指第513号、4京交企第701号、4京外勤第343号）の例規通達別記様式）の作成時に、それぞれ京都府警察情報管理システムによる交通事故情報管理システムに必要な事項を入力して作成するものとする。
- (2) 物件事故として作成した事故証明資料を自動車安全運転センター京都府事務所長（以下「センター所長」という。）に送付した後において、当該物件事故が人身事故に移行したときは、新たに前記（1）により人身事故として事故証明資料を作成するものとする。

5 点検審査要領

事故証明資料の点検審査は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 点検審査の心構え

事故証明資料がセンター京都府事務所に送付されると、センター京都府事務所では、交通事故証明書の交付申請が正当な手続を経ている限り証明書を発給することになり、発給された証明書は、反証のない限り公的な証拠力を有し、それが利用されることにより、当事者の権利義務を規制する結果をもたらすことをよく認識するとともに、証明書の発給業務はセンター京都府事務所が行うが、その内容に係る責任はあくまで事故証明資料を提供した警察にあることを自覚して厳正に点検審査に当たること。

(2) 点検審査事項

ア 前記第3の1の（1）又は（2）に規定する事故証明資料を作成すべき事故に該当しているかどうかを点検審査すること。

なお、人身事故については、傷害部位、程度を記載した医師の診断書等が提出されているかどうかも点検審査すること。

イ 事故証明資料の入力事項について交通事故統計原票犯罪事件受理簿、物件事故報告書その他の関係書類と照合し、次に掲げる事項を点検審査すること。

- (ア) 各欄に入力漏れがないか
- (イ) 必要事項以外の事項が入力されていないか
- (ウ) 誤字、脱字がないか

6 事故証明資料の提供手続

- (1) 関係所属長は、前記第3の5の規定により事故証明資料の点検審査を終えたときは、事故証明資料及び送付書（別記様式第1）に係るデータを速やかに運転免許試験課長に送信するものとする。
- (2) 運転免許試験課長は、前記第3の6の（1）のデータの送信を受けたときは、当該データを専用の外部記録媒体に記録して速やかにセンター所長に提供するものとする。

7 交通事故証明に係る照会に対する措置

関係所属長は、センター所長から交通事故証明に係る照会を受けたときは、次に掲げるところにより速やかにセンター所長に回答するものとする。

- (1) 既にセンター所長に提供した事故証明資料についての照会であるときは、点検審査責任者に当該照会に係る事項を確認させた上、回答書（別記様式第2）を作成して送付すること。
- (2) 前記第3の7の（1）以外の事故証明資料に係る照会であるときは、点検審査責任者に当該照会に係る交通事故等の事実を確認させ、確認ができたものについては当該交通事故等に係る事故証明資料を送付し、確認できなかったもの又は捜査（調査）中の交通事故等であるものについては回答書を作成して送付すること。
- (3) 回答書により、照会に係る交通事故等を確認できなかった旨の回答をした後において、当該交通事故等を確認したときは、当該交通事故等に係る事故証明資料を送付すること。

第4 累積点数通知業務に関する資料の作成及び提供

1 累積点数資料の提供手続

運転免許試験課長は、累積点数通知業務に関する資料（以下「累積点数資料」という。）を次に掲げるところにより、速やかにセンター所長に提供するものとする。

- (1) 警察庁情報処理センター（以下「情報処理センター」という。）から「ケイコクテン」通報を受信したときは、当該通報データを印字した上、当該通報に係る者の交通切符等の違反登録票（以下「登録票」という。）を結合して、累積点数資料を作成し、資料提供簿（別記様式第3）に必要事項を記入した後センター所長に提供すること。ただし、「ケイコクテン」通報データ中に手配データのあるものについては、提供しないこと。
- (2) センター所長から累積点数通知済みの者に係る登録票の返却を受けたときは、その枚数を確認し、資料提供簿に必要事項を記入した後分類保管すること。

2 累積点数通知者に係る照会に対する措置

運転免許試験課長は、センター所長から累積点数通知者について照会を受けたときは、当該照会に係る事項を調査のうえ、速やかに回答するものとする。

第5 運転経歴証明業務に関する資料の作成及び提供

1 経歴証明資料の提供手続

運転免許試験課長は、センター所長から運転経歴証明業務に関する資料（以下「経歴証明資料」という。）について照会を受けたときは、当該照会に係る資料を次に掲げるところにより、速やかにセンター所長に提供するものとする。

- (1) センター所長から証明事実照会（無事故無違反照会、運転記録照会、累積点数照会又は運転免許経歴照会をいう。以下同じ。）用の外部記録媒体の送付を受けたときは、照会件数を確認の上、証明事実照会回答用の外部記録媒体と共に受理すること。
- (2) 前記第5の1の(1)の規定により受理した証明事実照会用の外部記録媒体に記録されたデータは、運転免許試験課の汎用電子計算機により、速やかに情報処理センターに送信すること。
- (3) 情報処理センターから証明事実照会に係る回答通報を受信したときは、速やかに当該回答通報データを印字するとともに、証明事実照会回答用の外部記録媒体に記録して、経歴証明資料を作成し、センター所長に提供すること。ただし、当該回答通報データ中に手配データのあるものについては、手配データ部分についての資料は提供しないこと。

2 運転経歴証明の内容に係る照会に対する措置

運転免許試験課長は、センター所長から運転経歴証明の内容について照会を受けたときは、当該照会に係る事項を調査のうえ、速やかに回答するものとする。

第6 交通事故証明書及び運転経歴証明書の交付申請者に対する便宜供与

次に掲げるところにより、交通事故証明書及び運転経歴証明書の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）の便宜を図るものとする。

- (1) 警察署、交番、駐在所その他の警察施設の窓口には、常にセンターの作成した交通事故証明書交付申請書及び運転経歴証明書交付申請書（以下「申請書」という。）を備え付けておき、申請者が申請書の交付を求めてきたときは、申請書の記載要領、申請手続等を積極的に教示すること。
- (2) 交通事故等の捜査又は処理を行う際に、当該交通事故等の加害者、被害者等に申請書を交付し、この場合においても、申請書の記載要領、申請手続等を教示すること。
- (3) 警察に交通事故証明書の交付を至急に受けたい旨の申し出があつた場合において、その理由がやむを得ないと認められるときは、郵便振替払込金領収書により、証明手数料の払込みが済んでいることを確認するとともに、当該申請者に係る交通事故等の発生日時、場所及び当事者の氏名等を確認した上、その旨を電話により当該交通事故等の発生地を管轄するセンター事務所に連絡すること。

第7 例規通達の一部改正

点数制度による行政処分の事務処理について（昭和44. 9. 19：4京免許第368号、4京交企第566号、4京交指第420号）の例規通達の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

別記

様式第 1

自動車安全運転センター京都府事務所長 殿

第 号
年 月 日

長

送 付 書

交通事故証明業務に関する資料を次のとおり送付します。

事故の種別	発 生 年 月 日	事故照会番号	当 事 者		備 考
			第 一	第 二	
	年 月 日	第 号			
	年 月 日	第 号			
	年 月 日	第 号			
	年 月 日	第 号			
	年 月 日	第 号			
	年 月 日	第 号			
	年 月 日	第 号			
	年 月 日	第 号			
	年 月 日	第 号			
	年 月 日	第 号			
	年 月 日	第 号			
	年 月 日	第 号			
	年 月 日	第 号			
	年 月 日	第 号			
	年 月 日	第 号			
	年 月 日	第 号			
	年 月 日	第 号			
	年 月 日	第 号			
	年 月 日	第 号			
計		人身事故 件 物件事故 件			

第 号

年 月 日

自動車安全運転センター京都府事務所長 殿

長

回 答 書

年 月 日付け第 号によって照会のあったことについて、下記のとおり回答します。

記

様式第3

資 料 提 供 簿

提 供 月 日	通 報 書 登 録 票	枚数	受 領 印	返 戻		備 考
				月 日	受 領 印	
月 日		枚				
		枚		月 日		
月 日		枚				
		枚		月 日		
月 日		枚				
		枚		月 日		
月 日		枚				
		枚		月 日		
月 日		枚				
		枚		月 日		
月 日		枚				
		枚		月 日		
月 日		枚				
		枚		月 日		
月 日		枚				
		枚		月 日		
月 日		枚				
		枚		月 日		
月 日		枚				
		枚		月 日		
月 日		枚				
		枚		月 日		
月 日		枚				
		枚		月 日		
月 日		枚				
		枚		月 日		
月 日		枚				
		枚		月 日		
月 日		枚				
		枚		月 日		
月 日		枚				
		枚		月 日		

	枚		月 日		
月 日	枚				
	枚		月 日		
月 日	枚				
	枚		月 日		
月 日	枚				
	枚		月 日		